

平成 25 年 4 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂二丁目11番7号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 堀野 郷
(コード番号 8961)

資産運用会社名
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 堀野 郷
問合せ先
取締役企画財務部長 山本 道男
電話番号 03-3568-8311

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成25年4月18日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成25年6月21日に第11回投資主総会を開催する予定であり、平成25年4月30日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、平成25年6月21日に開催される本投資法人の投資主総会における議案であり、当該投資主総会において承認が得られることを条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容

① 現行規約第5条第2項関係

「租税特別措置法」に定める、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われていることに関する要件について、「租税特別措置法施行令」の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものです。

② 現行規約第6条、変更案第38条関係

投資法人の資本政策手段の多様化の措置を講ずるための法改正がなされた場合に、新たに規約を変更することなく、投資主との合意により投資口を有償で取得すること（自己投資口の取得）が可能となるよう、当該法改正を条件とした規定を新設するものです。

③ その他

条文の整備、表現の変更及び明確化、語句の追加、修正等を行うとともに、法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等との整合性の観点から、修正を行うものです。

（規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任の主な内容

執行役員堀野郷は、平成25年6月30日をもって任期満了となるため、平成25年6月21日に開催される本投資法人の投資主総会に、執行役員1名（候補者：堀野郷）選任にかかる議案を提出するものです。

また現在、執行役員が欠けた場合、又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員として



山本道男が決議されておりますが、本投資主総会の開始の時をもって効力を失います。このため、補欠執行役員1名(候補者:山本道男)選任にかかる議案を提出するものです。

なお、執行役員候補者である堀野郷は本投資法人が資産運用等を委託している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長であり、補欠執行役員候補者である山本道男は同社の取締役です。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第11回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

平成25年4月30日 投資主総会提出議案承認役員会
平成25年5月31日 投資主総会招集通知の発送(予定)
平成25年6月21日 投資主総会(予定)

以上

【添付資料】

第11回投資主総会招集ご通知

※本日資料の配布先：兜俱楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成25年5月31日

投資主各位

東京都港区赤坂二丁目11番7号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 堀野郷

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがとうございます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月20日（木曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第15条において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。」と定めております。従いまして、当日ご出席いただけず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京
地下1階 宴会場「左近の間」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件

議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」
(3頁から7頁)に記載のとおりです。

第2号議案 執行役員1名選任の件

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面並びに代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたします。
- ◎当人は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

①現行規約第5条第2項関係

「租税特別措置法」に定める、投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われていることに関する要件について、「租税特別措置法施行令」の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものです。

②現行規約第6条、変更案第38条関係

投資法人の資本政策手段の多様化の措置を講ずるための法改正がなされた場合に、新たに規約を変更することなく、投資主との合意により投資口を有償で取得することが可能となるよう、当該法改正を条件とした規定を新設するものです。

③その他

条文の整備、表現の変更及び明確化、語句の追加、修正等を行うとともに、法令及び一般社団法人投資信託協会の規則等との整合性の観点から、修正を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2 この投資法人の<u>発行する</u>投資口の発行 価額の総額のうち、国内において募集 される投資口の発行価額の占める割合 は、100分の50を超えるものとしま す。<u>なお、租税特別措置法（昭和32年 法律第26号、その後の改正を含みま す。以下、「租税特別措置法」とい います。）第67条の15第1項（以下、 「投資法人に係る課税の特例規定」と いいます。）に定める、この投資法人 の投資口に係る募集が主として国内で 行われていることに関する要件につい て法令改正があった場合は、当該改正 後の条項に沿って本項を読み替えるも のとします。</u></p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 この投資法人の投資口の発行価額の総 額のうち、国内において募集される投 資口の発行価額の占める割合は、100 分の50を超えるものとします。</p>
<p>第6条（<u>投資主の請求により</u>投資口の払戻 しをしない旨）</p> <p>この投資法人は、投資主からの投資口の払 戻しの請求による払戻しは行わないことと します。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第6条（投資口の払戻し、<u>自己投資口の取 得</u>）</p> <p>1 この投資法人は、投資主からの投資口 の払戻しの請求による払戻しは行わな いこととします。</p> <p>2 <u>この投資法人は、投資主との合意によ りこの投資法人の投資口を有償で取得 することができるものとします。</u></p>
<p>第27条（評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定 資産の種類ごとに定めることとしま す。</p> <p>(1) (記載省略)</p>	<p>第27条（評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1 資産の評価方法は、下記のとおり特定 資産の種類ごとに定めることとしま す。</p> <p>(1) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 有価証券（本項第(1)号イないしオに該当するものを除きます。） 公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額。 なお、<u>優先出資証券については、</u>上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価を行うことができるものとします。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) デリバティブ取引に係る権利 ア 取引所に上場しているもの <u>当該取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））</u>に基づき算出した価額。</p> <p>イ 取引所の相場のないもの (記載省略)</p> <p>2 (記載省略)</p> <p>3 (記載省略)</p> <p>4 (記載省略)</p> <p>5 (記載省略)</p>	<p>(2) 有価証券（本項第(1)号イないしオに該当するものを除きます。） 公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額。 なお、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価を行うことができるものとします。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) デリバティブ取引に係る権利 ア <u>金融商品取引所に上場しているもの</u> <u>金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））</u>に基づき算出した価額。<u>なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。</u></p> <p>イ <u>金融商品取引所の相場のないもの</u> (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p> <p>5 (現行どおり)</p>
第29条（金銭の分配方針） 1 利益の分配 この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。 (1) (記載省略)	第29条（金銭の分配方針） 1 利益の分配 この投資法人は、原則として、以下の方針に基づき毎決算後に金銭の分配を行うものとします。 (1) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
(2) 金銭の分配金額については、原則として、 <u>投資法人に係る課税の特例規定</u> に定める、この投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとします（但し、利益の金額を上限とします。）。	(2) 金銭の分配金額については、原則として、 <u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。）第67条の15第1項（以下、「投資法人に係る課税の特例規定」といいます。）</u> に定めるこの投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとします（但し、利益の金額を上限とします。）。
(3) (記載省略)	(3) (現行どおり)
2 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、役員会において適切と判断した場合には、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします。 <u>但し、利益を超えて分配を行う場合には、当該決算期に係る利益の金額に当該営業期間の減価償却費計上額に相当する金額を加算した金額を上限とします。</u> その場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもってこの投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができるものとします。	2 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、役員会において適切と判断した場合には、 <u>一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を限度として</u> 利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします。その場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもってこの投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができるものとします。
3 金銭の分配 分配金は金銭により分配するものとし、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて支払います。	3 金銭の分配 分配金は金銭により分配するものとし、決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、 <u>投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象となる投資口の口数</u> に応じて支払います。
4 (記載省略)	4 (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<u>(新設)</u>	<p><u>第38条 (改正の効力発生)</u></p> <p><u>この規約中、第6条第2項については、投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、あらかじめ規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行日から有効となるものとします。</u>なお、自己の投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法の規定に沿って第6条第2項の規定を読み替えるものとします。</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員堀野郷は、平成25年6月30日をもって任期満了となりますので、執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成25年7月1日より2年です。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成25年4月30日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(ほり の さとし) 堀 野 郷 (昭和28年10月28日)	昭和51年4月 平成9年3月 平成11年6月 平成12年6月 平成13年12月 平成15年6月 平成16年7月 平成18年5月 平成18年6月 平成19年7月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行） 入行 同行大阪支店次長 同行都市開発部次長 同行管理部長 同行四国支店長 同行審査部長 森トラスト株式会社顧問 森トラスト・アセットマネジメント株式会社顧問 同社代表取締役社長就任（現職） 本投資法人執行役員就任（現職）

- 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
- 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員山本道男の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成25年4月30日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴
	昭和50年4月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
	平成9年6月 同行名古屋営業第二部長
	平成15年9月 ライフ住宅ローン株式会社（現三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社）出向
（やま もと みち お） 山 本 道 男 (昭和28年2月17日)	平成19年6月 株式会社新生銀行コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス本部部長
	平成19年7月 森トラスト・アセットマネジメント株式会社コンプライアンス・オフィサー
	平成21年6月 同社取締役コンプライアンス・オフィサー
	平成23年6月 同社取締役企画財務部長就任（現職）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

その他の参考情報

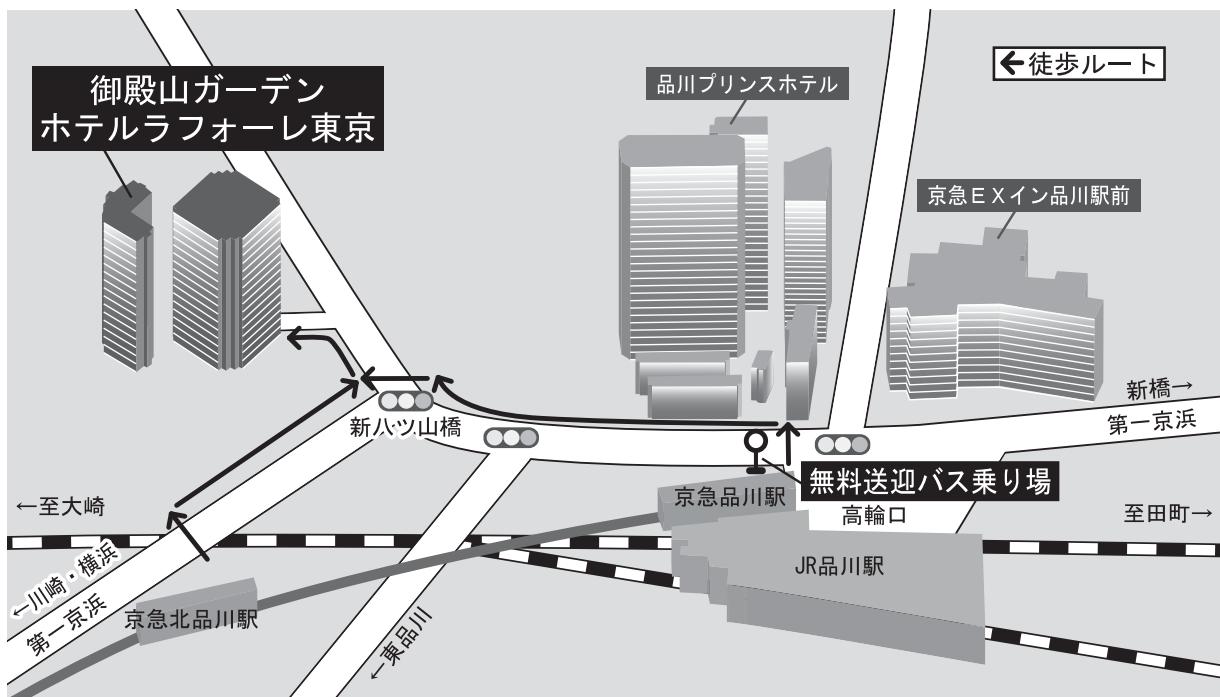
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案及び第3号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

投資主総会会場ご案内図

東京都品川区北品川四丁目 7 番36号
御殿山ガーデン ホテルラフォーレ東京 地下 1 階 宴会場「左近の間」



交 通

《電車》

- ・JR各線・京浜急行線 品川駅高輪口より（徒歩10分）
- ・京浜急行線 北品川駅より（徒歩3分）

《バス》

- ・品川駅高輪口 ウィング高輪EAST前 都営バス⑥番乗り場
(所要時間約5分)
 - (1) ホテル無料送迎バス（御殿山ガーデン行）
9時台発車時刻（分） : 00 06 12 18 24 30 37 44 52
 - (2) 本投資法人専用無料シャトルバス
8時30分から10時30分までの間、専用無料シャトルバスを用意していますので、ホテル無料送迎バスと併せてご利用ください。

《お願い》

- ・お車でのご来場はご遠慮くださいようお願い申しあげます。